

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.70 2013. 2. 27
発行責任者 柿本 克彦
編集責任者 教 宣 部

府労委 (P) 闘争への妨害行為！！

甲第35号証(共通報=日報)は情報管理規定に抵触する！？

2月4日、会社(関西支社:塩川)は組合(関西地本執行委員)に対して、私たちが大阪府労働委員会へ提出した甲第35号証(共通報=日報)について、「誰が、何時、何処で入手したのか?」「他に公開していないか?」調べてほしいとの電話をしてきたのです。

その理由は、「会社情報を会社の許可無く持ち出すのは、規定に抵触する」「どこで撮影したのかによっては、施設内の許可のない組合活動に該当する」と言っています。

会社はこの甲第35号証をネタに府労委の場ではなく、絶対的に有利である職場で弾圧をかけ、府労委闘争の破壊を行ってきました。この甲第35号証は会社の中ではどこにでもあり、勝手に見られ、皆さん御存知のように誰がみても重要なものだとは思わないことは言うまでもありません。この甲第35号証の中身を問題にせず、持ち出したこと(撮影)を問題にし、府労委闘争への妨害行為を行ってきましたのです。

私たちは会社の攻撃に抗し、府労委は府労委、職場は職場とはっきり分けて正々堂々と対応していきます。そもそも、第三者機関で係争中の件で会社側窓口が組合側窓口に行くのは筋違いです。

また、2月5日に開かれた府労委の調査のなかでも、会社側代理人がこの事で会社としてこれ以上どうのこうのではないかと圧力をかけながらも甲第35号証について「会社の情報管理規定(H.21 制定)があるのだからルールを守れ!」と言ってきたのです。私たちは会社や会社側代理人(弁護士)の弾圧・妨害に対し正々堂々と反論をし、甲第35号証を証拠として認定することを勝ち取ってきました。

府労委(P)闘争も5回の調査を終え、次回2月27日迄に第3準備書面を提出するといよいよ証人申請、証人尋問へとまいります。会社の悪辣な行為を許さず、私たちの正当な組合活動を勝ち取るために、共に闘いましょう!